

魚津市ふるさと寄附お礼の品「うおづくし」出品要項

(目的)

「魚津市ふるさと寄附」の促進及び魚津市の魅力を県内外に発信することを目的とし、魚津市へふるさと寄附をした寄附者に対して、お礼の品として魚津産物を送付する。

(定義)

この事業において、次に掲げる用語の意義は、次に定めるとおりである。

うおづくし:魚津市ふるさと寄附「お礼の品」の名称とし、出品者は伝票に「うおづくし」と記載して寄附者へ送付するものとする。

※寄附者へ発送する際は、「うおづくし」の後に商品名を記載する。

(特産品等)

1. 魚津市内で生産、加工または魚津市内で使用できるものとする。
2. 全国に向けて、魚津市のPRとなる商品。
3. 季節商品等も可とする。

(出品事業者)

1. 魚津市内に事業所を有する法人や個人事業者。
2. 市税の滞納がない事業者。

(出品期間)

1. 出品期間は4月1日から3月末日までとする。ただし、出品初年度は出品申請をした日の属する月から翌年3月末日までとする。
2. 期間限定商品については、出品希望月のみの出品とする。

(特産品等の価格)

1件あたり、3,000円、4,000円、または5,000円の商品とする。

※商品代、消費税及び地方消費税、梱包代、発送費を含めて上記金額とする。

	寄附金額	商品代等	魚津市負担額
A	10,000 円以上 30,000 円未満	3,000 円相当	3,000 円
B	30,000 円以上 50,000 円未満	4,000 円相当	4,000 円
C	50,000 円以上 100,000 円未満	5,000 円相当	5,000 円
D	100,000 円以上 300,000 円未満	A～Cの中から2つ選択	6,000 円～10,000 円
E	300,000 円以上 500,000 円未満	A～Cの中から3つ選択	9,000 円～15,000 円
F	500,000 円以上	A～Cの中から4つ選択	12,000 円～20,000 円

(特産品等の送付)

1. 魚津市長は、1か月に2度、寄附者の希望に応じて、出品事業者に送付依頼書(様式第1号)により発送依頼をするものとする。
2. 出品事業者は発注を受けて、寄附者宛てに送付する。
3. 発送は、発送依頼のあった日から2週間以内とする。

(支払い方法)

出品事業者は、魚津市長宛てに請求書を発行し、市長は、出品事業者に口座振込により支払う。

(出品方法)

1. 「うおづくし」への出品を希望する市内事業者は、魚津市長に「うおづくし」出品申請書(様式第2号)を提出するものとする。
2. 市長は、提出された「うおづくし」出品申請書の内容を審査し、出品の採用について決定する。
3. 2により採用を決定した場合、市長はその旨を選考結果通知書(様式第3号)により出品事業者に通知するものとする。

(出品期間の更新)

1. 翌年度以降の出品継続手続きについては、「うおづくし」出品申請書により3月中に行うこと。(様式第2号の1)
2. 既に出品している商品において、翌年度の出品内容に変更がある場合は、「うおづくし」出品変更申請書を提出するものとする。(様式第2号の2)
3. 更新手続きを行わない場合は、出品を辞退したものとみなす。また、これに伴い、自動的に「うおづくしカタログ」には掲載せず、翌年度の出品はないものとする。

(出品解除)

1. 年度途中に出品を辞退する場合は、出品辞退届(様式第4号)を速やかに魚津市長に提出するものとする。
2. 申請内容に虚偽があった場合及び市に損害を及ぼす行為があった場合には、市長は「うおづくし」出品契約解除通知書(様式第5号)により出品解除の旨を通知するものとする。

(個人情報取扱)

1. 出品事業者は、商品発注に際して入手したふるさと寄附者の個人情報を厳重に取り扱うものとし、特産品等の送付以外の目的に使用してはならず、また、第三者に漏えいしてはならない。
2. 参加事業者でなくなった場合においても、このとおりとする。

(その他)

1. 出品事業者は、特産品等を発送する際に商品PRチラシ等を同封することができる。
2. 出品事業者は、商品に関して発送の遅延、販売中止、品質及び発送過程で事故等の問題

が発生した場合には、速やかに魚津市へ報告することとする。

3. 出品事業者は、お礼の品の品質等に関して、寄附者から苦情があった場合は、真摯に対応し、解決に努めるものとし、苦情内容について魚津市に報告することとする。また、商品に関する補償やクレーム対応について、市は一切責任を負わない。
4. その他定めのないものについては、魚津市と出品事業者との協議において定めることとする。